## 岩手県告示第252号

いわて子どもの森条例(平成15年岩手県条例第25号)第6条第2項の規定により、いわて子どもの森の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額(附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額)

## 表1 施設の利用料金

		区 分	単位	利用料金
宿泊室	基本利用料金		1日までごとに1室につき	円 6, 240
	加算利用料金	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1日までごとに1人につき	520
		一般	1日までごとに1人につき	1, 040
			9時から12時まで	1, 240
会議室			13時から17時まで	1, 670
			9時から17時まで	2, 940
研修室			9時から12時まで	5, 110
			13時から17時まで	6, 860
			9時から17時まで	11, 970
			9時から12時まで	2, 200
調理体験室	₹		13時から17時まで	2, 940
			9時から17時まで	5, 150
	入場料等を徴収しない場合		9時から12時まで	11, 350
			13時から17時まで	15, 220
			9時から17時まで	26, 580
A 11 44 1	入場料等を徴収す る場合	興行として行うものでない場合	9時から12時まで	17, 100
多目的ホール			13時から17時まで	22, 840
			9時から17時まで	39, 940
		興行として行うものである場合	9時から12時まで	34, 200
			13時から17時まで	45, 660
			9時から17時まで	79, 890
	一般サイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	1, 040
テントサ イト		一時使用	1区画につき	520
	世界のテント	宿泊	1日までごとに1区画につき	3, 150
		一時使用	1区画につき	1, 570
シャワー			1人1回につき	100

- 備考1 宿泊室の利用料金は、基本利用料金及び加算利用料金を合算した額とする。
  - 2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。
  - 3 幼児に係る宿泊室の加算利用料金は、無料とする。
  - 4 会議室、研修室、調理体験室及び多目的ホールについて、やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、13時から17時までの利用料金の額の時間割計算による額の

150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30分以上は 1 時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 5 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その 他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 6 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

## 表 2 附属の設備の利用料金

	区 分	単 位	利用料金
	宿泊	<ul><li>1日までごとに1張につき</li><li>1張につき</li></ul>	円
テント	HIL		1, 030
	一時使用		510
<b>炒車田目</b>	宿泊	1 目までごとに 1 式につき	510
炊事用具	一時使用	1式につき	250
<b>宿</b> 伐	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1日までごとに1個につき	100
寝袋	一般	1日までごとに1個につき	200
白起毒	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1 台につき	100
自転車	一般	1 台につき	200
歩くスキー	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1式につき	100
<b>少</b> 、ヘイー	一般	1式につき	200

備考1 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

2 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

## 2 利用料金の適用年月日

平成31年4月1日